

## 2. 重点プログラムの推進

### テーマ1 清らかで豊かな水環境の保全

#### (1) テーマの背景・課題

あらゆる生命を支える水は、雨となって地上に降り注ぎ、森林や土壌に保水され、川や地下水となって海に注ぎ、蒸発して再び雨になるという循環を繰り返す中で、様々な汚濁物質を浄化し、多様な生態系を育むとともに、私たちの生活に豊かな資源と潤いをもたらしています。

本県は、わが国を代表する吉野川や全国有数の水質を誇る穴吹川、海部川など多くの河川を有し、上水道、工業用水、農業用水など様々な形で豊かな水資源が利用されています。一方、急峻な地形が多く県下全域が台風の常襲地帯という特性から、水との関わりでは厳しい条件も有しています。

本県の河川などの水質は、法令による規制や監視・指導の強化、工場等における排水対策の徹底や排水浄化技術等の向上によって改善が進み、現在では概ね環境基準を達成しています。しかし、近年では、家庭からの生活排水等による公共用水域の水質悪化が問題となり、地域特性を踏まえた効率的・効果的な生活排水処理対策の取組が求められています。また、本県では顕在化していませんが、ダイオキシン類※、環境ホルモン※等の化学物質や化学農薬等による環境への汚染も懸念されています。

さらに、森林の水源かん養機能※の維持・向上を図ることは、藻場の育成など沿岸海域の生態系の保全にもつながり、海を含む流域全体の健全な水循環にとって重要です。

このため、水質の向上や安全性の確保はもとより、生態系や潤いのある水辺景観の保全に必要な水量の確保など、「流域」の視点のもと、環境保全上、健全な水循環が確保されるよう重点的に取り組まねばなりません。

**ダイオキシン類**  
(P3の解説を参照)

**環境ホルモン**  
生物の体内に取り込まれ、ホルモンと同様、あるいはホルモンの働きを阻害する作用を持つ化学物質のことで、内分泌攪乱化学物質と呼ぶ。

**水源かん養機能**  
(P9の解説を参照)



吉野川と眉山（徳島市）

## (2) 取組の目標

**【目標】 環境保全上、健全な水循環を確保します。**

次のような指標を用いて、目標の達成に向けた取組を点検します。

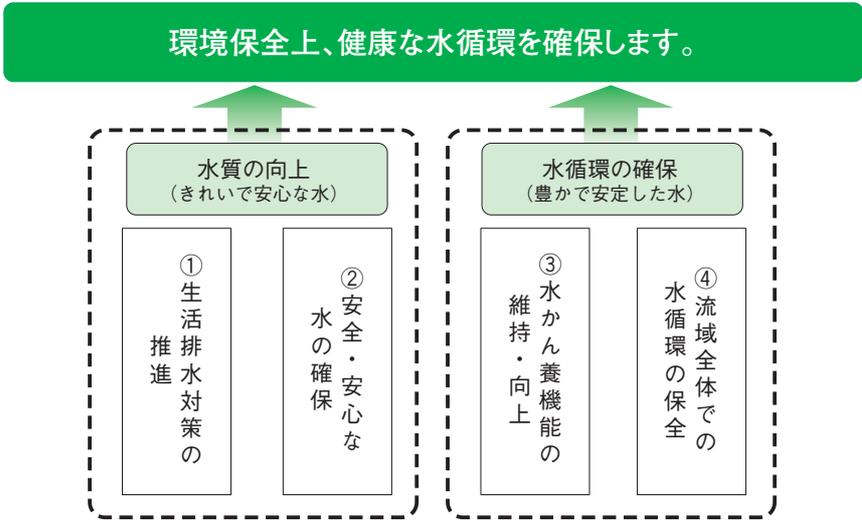
設定の目的	主な指標の項目	現状値 (平成14年度)	目標値		目標値の考え方
			平成18年度	平成25年度	
家庭などの生活排水対策が進んでいるか総合的に点検します。	汚水処理人口普及率*	31.9%	41%	64%	今後10年間で普及率のほぼ倍増を目指します。
	下水道整備人口	87,654人	93,000人	175,000人	今後10年間で整備人口のほぼ倍増を目指します。
	農・林・漁業集落排水施設整備人口	17,720人	23,000人	36,000人	今後10年間で整備人口のほぼ倍増を目指します。
	合併処理浄化槽整備人口	153,110人	217,000人	296,000人	今後10年間で整備人口のほぼ倍増を目指します。
	浄化槽法定受検率	29.5%	36.5%	58.5%	今後10年間で受検率のほぼ倍増を目指します。
	生活排水対策指導員の設置・育成市町村数	6団体	全市町村	全市町村	今後3年間で全市町村での設置・育成を目指します。
化学物質による汚染のない安全・安心な水が確保されているか点検します。	ダイオキシン類*の環境基準達成率(水質・底質・土壌)	100%	環境基準の達成維持		環境基準の達成維持を目指します。
	エコファーマー*認定数(累計)	507人	1,000人	2,000人	今後10年間で認定数の4倍増を目指します。
森林などの水かん養機能の維持・向上のための取組を点検します。	水源かん養保安林面積(累計)	69,932ha	73,630ha	79,270ha	今後10年間で指定面積を約13%拡大します。
	間伐実施面積(累計)	6,762ha	34,300ha	58,800ha (平成24年度)	今後9年間で新たに約5.2万haの間伐を実施します。
	透水性舗装実施延長(累計)	18.5km	23.5km	47.8km (平成24年度末)	今後9年間で実施延長を約30km拡大します。
環境に配慮した河川整備や水辺環境の保全が図られているか点検します。	自然環境保全箇所数(県管理河川/累計)	5ヶ所	11ヶ所	14ヶ所	今後10年間で新たに9ヶ所で保全を図ります。
	多自然型護岸整備延長(河川/累計)	52km	70km	110km	今後10年間で整備延長をほぼ倍増します。
	多自然護岸整備延長(砂防/累計)	0.2km	0.6km	1.5km	今後10年間で新たに1.3kmの整備を進めます。

**汚水処理人口普及率**  
住民基本台帳による総人口のうち、汚水処理施設が整備された人口の割合

**エコファーマー**  
化学資材の使用量を低減しても、農作物の収量や品質の維持が可能となる農業技術の導入を行う農業者として、知事が認定した農業者。

## (3) 取組の方向性

生活排水対策や安全・安心な水の確保（化学物質対策等）の推進により水質の向上を図るとともに、水かん養機能の保全・向上や流域全体の水循環の保全に向けた取組を推進します。



## (4) 具体的な取組

### ①生活排水対策の推進

#### ■各種汚水処理施設の効果的な整備の推進

- 旧吉野川・今切川流域及びその周辺における公共用水域の水質保全と生活環境の改善を図るため、流域下水道事業を推進します。
- 過疎市町村における公共下水道を推進するため、下水道の根幹的施設の整備を県が代行して行います。
- 市町村が実施している公共下水道の早期供用を図ります。
- 農山漁村における生活排水対策のため、集落排水施設の整備を促進します。
- 市町村が実施する浄化槽整備事業を促進します。
- 法定検査の徹底など、浄化槽の適正な維持管理に向けた普及啓発を実施します。

#### ■県民の意識の向上や自主的取組の促進

- 近年の水質汚濁の主な原因である生活排水を県民が自らの問題として捉え、行政と一体となって取り組むために、生活排水指導員の設置など地域リーダーの養成活動を支援します。
- 今日の環境問題の多様化や社会経済システムの変化等を踏まえ、広く生活環境等の保全等を目的とする条例の制定に取り組み、公害防止にとどまらず、水環境の保全を推進します。

### ②安全・安心な水の確保

#### ■事業場の監視・指導、公共用水域のモニタリング

- 水質汚濁防止法等に基づき、特定事業場における排水中の有害物質の排出状況や地下浸透の有無を監視するとともに、公共用水域における水質監視を推進します。
- ダイオキシン類\* や環境ホルモン\* などの環境汚染状況、水道水源の水質監視を推進します。

#### ■化学物質対策や土壌汚染対策の推進

- PRTR\* 制度に基づく化学物質の排出・移動状況の把握及び事業者による適切な管理を促進します。
- 土壌汚染を通じた水質汚染を防止するため、土壌汚染対策法の適正な施行を図ります。
- 持続性の高い環境保全型農業を促進し、農業生産や土づくりにおける化学農薬や化学肥料の使用量の低減を促進します。
- 施肥に由来する硝酸性窒素\* の土壌や地下水への浸透状況等の調査・研究を推進するとともに、適切な環境負荷低減対策を推進します。

ダイオキシン類  
(P3の解説を参照)

環境ホルモン  
(P20の解説を参照)

PRTR  
人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、排出量や他への移動量などを把握し、公表する制度。Pollutant Release and Transfer Register(環境汚染物質排出・移動登録)の略。

硝酸性窒素  
硝酸イオン(NO<sub>3</sub>)として存在する窒素成分のこと。地下水の汚染を防止するため、環境基準が定められている。

## ③水かん養機能の維持・向上

## ■森林の水源かん養機能や保水能力向上対策の推進

- 保安林整備計画に基づき、水源かん養保安林の保全・整備を推進します。
- 森林の水源かん養機能※や保水能力向上対策として、間伐の推進や針広混交林※への誘導、複層林※の整備などを計画的に推進します。

## ■地下水利用の適正化

- 河川など表流水への代替利用を含む地下水利用の適正化を図ります。

## ■都市(近郊)地域や人口建造物等における雨水かん養の向上

- 都市地域や都市近郊地域における雨水かん養機能を向上させるため、水源かん養能力の高い水田、畑地等の農地や樹林地などの保全に努めるとともに、都市公園や緑地の整備・創出など都市の緑化を推進します。
- 地下水かん養機能の向上とともに、良好な景観の形成や生態系を保全するため、親水空間や地域環境と調和した農業水利施設の整備を推進します。
- 人工的建造物における雨水かん養機能を向上させるため、透水性舗装の整備等を推進します。

**水源かん養機能**  
(P9の解説を参照)

## ■針広混交林

針葉樹と広葉樹など性質の異なる複数の樹種が混じって生育する森林のこと。表土の流出や地力の低下を抑える効果があるとされる。

## ■複層林

樹齢や樹高の異なる樹林によって構成された森林の総称。一部の樹林を伐採し、その跡地に造林することの繰り返しにより形成される。

## ④流域全体での水循環の保全

## ■環境に配慮した河川整備の推進

- 県知事管理河川において、環境に配慮した河川整備を推進します。
- 河川環境を維持するため、ダムからの放流を適切に実施します。

## ■農業用水や工業用水における効率的な水利用の推進

- 農業用水の効率的な利用を促進し、水資源の有効利用を推進します。
- 工業用水の循環利用の促進や下水処理水の再利用等による効率的な水利用を推進します。

## ■河川の上下流域間の交流・連携の促進

- 流域の県民、事業者、民間団体、市町村など交流や連携を促進し、県民参加や広域的な連携による水源林等の保全活動や河川環境の保全活動を促進します。



水源林

## テーマ2 廃棄物ゼロとくしまの実現

### (1) テーマの背景・課題

これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムは、地域から地球環境まで様々な環境問題の大きな原因となっており、循環型社会※を構築することは、これからの持続可能な社会の実現にとって最も重要な課題の一つとなっています。

本県における廃棄物の現状は、一般廃棄物では総排出量、1人1日当たり排出量ともに年々増加傾向にあります。リサイクル率は近年、確実に向上してきています。

循環型社会を構築するためには、これまでの天然資源の大量消費と廃棄物の環境への排出という自然の物質循環に負荷を与える社会経済システムを、廃棄物の発生抑制と資源としての循環の利用によって環境への負荷をできる限り抑える資源循環型へと転換することが必要です。

本県では、ゼロエミッション※構想を基本理念に、廃棄物ゼロ社会づくりに向けた取組を推進していますが、その実現を図るためには、行政はもちろんのこと、県民、民間団体、事業者といったすべての主体の協力と連携が必要となります。特に、廃棄物を新たな資源として捉え、市場経済のしくみの中で積極的に流通・活用されるようにしていく上で事業者の果たす役割は大きいといえ、いわゆる「静脈産業※」における環境関連ビジネス※の拡大に期待が寄せられています。

このため、県民・事業者・行政の連携のもとで、廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進、本県の地域特性や既存産業を活用した環境関連産業の振興、さらに排出された廃棄物の適正処理など、本県におけるゼロエミッション構想※の実現が図られるよう重点的に取り組まねばなりません。

循環型社会  
(P3の解説を参照)

**ゼロエミッション(構想)**  
市民生活や産業活動から排出される廃棄物を他の分野の原料として活用しあらゆる廃棄物をゼロにすること。1994年に国連大学によって提唱された。

**静脈産業**  
製品が廃棄物等となった後に、その適正なリサイクルや処分等を行う産業をさす。

**環境関連ビジネス**  
環境への負荷の低減に資する商品、サービスを提供する事業のこと。環境省では、①環境負荷を低減させる装置、②環境への負荷の少ない製品、③環境保全に資するサービス、④社会基盤の整備等、の4つに分類している



収集された資源ごみ (阿南リサイクルセンター)

(2) 取組の目標

【目標】 廃棄物の発生を抑制し、資源の循環利用による「廃棄物ゼロとくしま」を実現します。

次のような指標を用いて、目標の達成に向けた取組を点検します。

設定の目的	主な指標の項目	現状値 (平成14年度)	目標値		目標値の考え方
			平成18年度	平成25年度	
県民のライフスタイルが変わり、廃棄物の発生抑制が進んでいるか点検します。	一般廃棄物排出量 ①総排出量 ②1人1日当たり排出量	①318kt ②1,047g (平成13年度)	①285kt ②945g (平成17年度)	①270kt ②900g (平成22年度)	今後7年間で、総排出量で平成13年度比約15%、1人1日当たり排出量で同約14%の減量を目指します。
	一般廃棄物リサイクル率(総資源化率)	14.8% (平成13年度)	22% (平成17年度)	24% (平成22年度)	今後7年間で平成13年度比約10%の向上を目指します。
	エコショップ*認定件数(累計)	328件 (平成15年度)	345件	—	当面3年間で新たに約20件の認定を目指します。
様々なリサイクルの取組が進んでいるか点検します。	産業廃棄物リサイクル率(再生利用率)	46.8% (平成10年度)	54% (平成17年度)	55% (平成22年度)	今後7年間で平成10年度比約8%の向上を目指します。
	①建設廃棄物リサイクル率 ②建設発生土リサイクル率	①84% ②72% (平成14年度)	①88% ②75% (平成17年度末)	①91% ②90% (平成22年度末)	今後7年間で建設廃棄物は7%、建設発生土は18%の向上を目指します。
	農業生産資材廃棄物(廃プラ)回収率	78% (平成15年度)	80%	90% (平成24年度)	今後9年間で12%の向上を目指します。
	家畜排せつ物堆肥化率	74% (平成15年度)	94%	100% (平成24年度)	今後9年間で堆肥化率100%を目指します。
	循環資源交換情報システム*登録件数	188件 (平成15年度)	250件	—	当面3年間で約70件の新規登録を目指します。
	グリーン調達方針*策定市町村数	2団体 (平成15年度)	全市町村	全市町村	今後3年間で全市町村での策定を目指します。
廃棄物の適正な処理が進んでいるか点検します。	一般廃棄物最終処分量	56kt (平成13年度)	43kt (平成17年度)	38kt (平成22年度)	今後7年間で平成13年度比約32%の減量を目指します。
	産業廃棄物最終処分量	227kt (平成10年度)	158kt (平成17年度)	123kt (平成22年度)	今後7年間で平成10年度比約46%の減量を目指します。
	ゴミ処理広域化施設整備数	— (平成15年度)	1ヵ所	—	当面3年間で1ヵ所の整備を目指します。
	不法投棄監視ボランティア研修の履修者数	— (平成15年度)	360人	—	当面3年間で360人の履修者を養成します。

エコショップ

資源の節約、リサイクル活動、環境保全型商品の販売など「環境にやさしい」活動を行っている県内の小売店や事業所など。申請に基づき県が認定。

循環資源交換情報システム

廃棄物等の排出事業者の情報と利用希望事業者の情報を収集し、インターネット上のホームページで提供することで事業者間の循環資源の交換を促すシステム。平成14年1月に県が構築。

グリーン調達方針

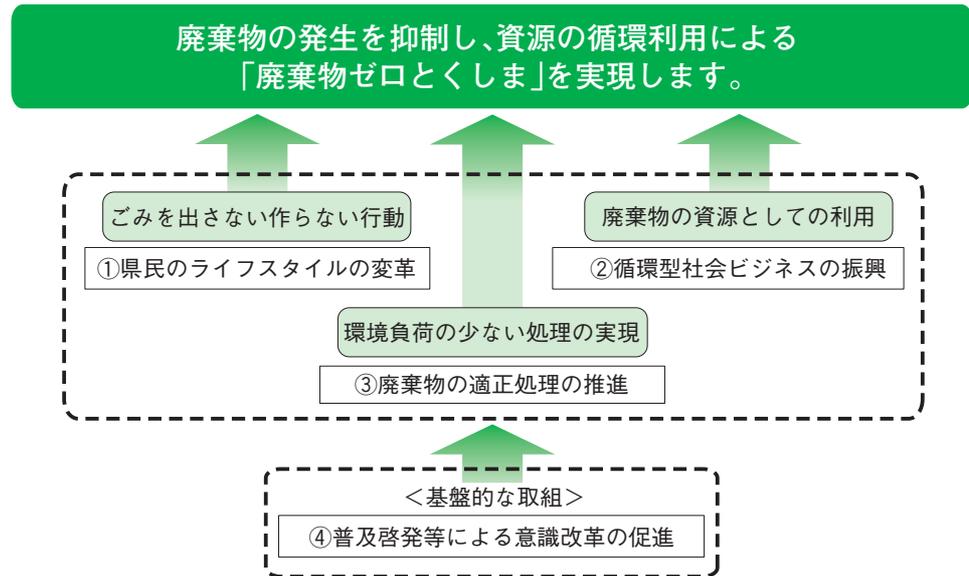
リサイクル製品など環境に配慮した製品を購入する際の基準のこと。リサイクル原材料の使用率や特定の化学物質の使用の有無などが決められている。



分別風景 (阿南リサイクルセンター)

### (3) 取組の方向性

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済システムに基づく県民のライフスタイルの変革や循環型社会を支える環境関連ビジネス\*の振興、廃棄物の適正処理の推進など、環境負荷の少ない資源の循環的利用を推進するとともに、循環型社会の形成に向けた意識改革の促進などの基盤的な取組を推進します。



### (4) 具体的な取組

#### ① 県民のライフスタイルの変革

##### ■市町村等におけるごみの分別収集やリサイクル活動の促進

- 「第3期徳島県分別収集促進計画」に基づき、市町村による容器包装廃棄物の分別収集の徹底及び再生利用を促進します。

##### ■一般廃棄物の排出抑制のための経済的な手法の導入検討

- 一般廃棄物排出量の一層の抑制を図るため、広域的なデポジット制度\*の導入可能性の検討など経済的手法の導入を促進します。

##### ■県民の3R（リデュース・リユース・リサイクル）\*活動の促進

- 事業者による環境負荷の少ない製品の製造・販売や県民によるグリーン購入を促進するため、エコショップ\*やリサイクル製品等の認定・普及を推進します。
- とくしま環境県民会議との連携のもとで、県民による3R活動を促進します。

#### ② 循環型社会ビジネス\*の振興

##### ■地域産業と連携したリサイクルの推進

- 排出者、収集事業者、リサイクル事業者等との連携のもとで、本県の産業特性を踏まえ、既存産業のリサイクル技術等を活用したリサイクル体制の構築を推進します。

#### デポジット制度

製品価格に預託金を上乗せして販売し、使用後に預託金を返すことで使用済製品の回収を促す制度。回収時に報奨金などを与える類似の方式(回収報奨金方式)がある。

#### 3R(リデュース・リユース・リサイクル)

ごみの発生を抑制する(Reduce)、何度でも使えるものは再利用する(Reuse)、再生して原材料として利用する(Recycle)こと。

#### エコショップ

(P25の解説を参照)

#### 循環型社会ビジネス

環境ビジネスのうち、静脈産業など資源循環に關する産業のこと。

- 古紙や廃プラスチック、廃木材等の燃料化やボード化などの資源循環型ビジネスの創出を促進します。
- 自治体や事業者との連携により、リサイクルされる資源を効率的・安定的に確保・供給できる体制づくりを推進します。

#### ■農林畜産業におけるリサイクルの推進

- 農畜産業等の副次生産物をバイオマス資源\*として再利用するため、畜産排せつ物の堆肥化施設の整備を推進します。
- 農畜産業者、農業団体等との連携による堆肥の流通システムづくりを推進します。
- 間伐材や木くずなどの木質バイオマスとしての活用について検討を進めます。

#### ■コミュニティ・ビジネスの促進

- 民間団体や市町村等が行うリサイクル活動を営利的、持続的に行う「コミュニティ・ビジネス\*」の育成・創出を促進します。

#### ■循環型ビジネスを支える基盤づくり

- 事業者が排出する廃棄物等の循環資源の提供や受入に関する情報を一元的に提供する「循環資源交換情報システム\*」を充実します。
- ゼロエミッション\*の確立に向けた新しい環境関連産業の育成に向けて各種支援体制を整備・充実します。
- リサイクル製品等の市場を育成するため、県や市町村など公共部門におけるグリーン調達を拡大を図ります。

バイオマス(資源)  
(P10の解説を参照)

コミュニティ・ビジネス  
地域レベルで、地元の住民、事業者自らが、公共性、非営利性の高いサービス、商品の製造・販売などを行い、地域を活性化させるビジネスのこと。

循環資源交換情報システム  
(P25の解説を参照)

ゼロエミッション(構想)  
(P24の解説を参照)

### ③廃棄物の適正処理の推進

- 徳島県ごみ処理広域化計画に基づき、市町村における一般廃棄物の適正な処理体制の確立を促進します。
- 排出事業者や処理事業者に対する監視・指導の実施により、産業廃棄物の適正処理を推進します。
- 廃棄物に関する法的知識や処理技術に関する研修等の実施を通じて、優良な産業廃棄物処理業者の育成を推進します。
- 審査の透明化を推進するなど産業廃棄物処理施設の円滑な整備を推進します。
- 住民等との連携による不法投棄の監視体制の充実に努めます。

### ④普及啓発等による意識改革の促進

- 県民や事業者による廃棄物の発生抑制やリサイクルを促進するため、リサイクルに関する情報提供や普及啓発を推進します。
- 今日の環境問題の多様化や社会経済システムの変化等を踏まえ、広く生活環境等の保全等を目的とする条例の制定に取り組み、公害防止にとどまらず、循環型社会の形成を推進します。

## テーマ3

# 一人ひとりが取り組むストップ温暖化

### (1) テーマの背景・課題

地球温暖化は、人類の生存基盤を脅かす最も重要な問題の一つであり、気温の上昇に伴う海面水位の上昇、異常気象の増加、生態系への影響など深刻な影響が生じると予測されています。

わが国は、平成14（2002）年6月に京都議定書※を批准し、2008～2012年における温室効果ガス※排出量を1990年比で6%削減しなければなりません。これに対して、わが国の温室効果ガス排出量は1990年以降増加基調にあり、平成13（2001）年度には1990年度比で5.2%増となるなど非常に厳しい状況で、特に民生部門※・運輸部門※の増加が著しい状況にあります。このため、平成14（2002）年度に「地球温暖化対策推進大綱」が見直され、エネルギー効率の高い電気機器の購入・使用、燃費効率の良い自動車の購入やエコドライブ※の実践、環境効率の高い物流システムの構築など、国民一人ひとりの自主的な取組の促進を含めて、民生・運輸部門対策を強力に推進することとしています。

本県も全国とほぼ同様の傾向にあり、平成12（2000）年度の二酸化炭素排出量のうち、産業部門が約47%、運輸、民生部門がそれぞれ約25%を占めています。今後も自動車利用や電力消費等の増加により運輸、民生部門の排出量が増えると予想され、これらの部門に重点をおいて取り組まねばなりません。また、地球温暖化は県民一人ひとりの日常生活や通常の事業活動でのエネルギー使用に起因し、あらゆる主体が関わる問題であるため、各主体のパートナーシップに基づく自主的・積極的な取組によって解決を図る必要があります。

さらに、森林は二酸化炭素の吸収・固定機能※を有しており、地球温暖化防止の観点からも、本県の豊かな森林の適切な保全や整備を進めていくことが重要です。

#### 京都議定書

(P3の解説を参照)

#### 温室効果ガス

地球表面から発する放射熱を吸収し、大気の温度を上昇させることで地球温暖化の原因となるガスのこと。京都議定書では、二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)、メタン(CH<sub>4</sub>)など6種類のガスが指定されている。

#### 民生部門

二酸化炭素の排出部門の一つで、一般家庭における日常生活や企業のオフィス活動などからの排出量が対象となる。

#### 運輸部門

二酸化炭素の排出部門の一つで、自動車、鉄道、船舶、航空機からの排出量が対象となる。

#### エコドライブ

アイドリング・ストップや、急発進・急加速を止める、車に不要な荷物を積んだままにしないなど、燃費効率を良くし、自動車排出ガスを抑制するなど、環境への負荷の少ない自動車運転のこと。

#### 二酸化炭素の吸収・固定機能

大気中の二酸化炭素を吸収し、そのまま固定する機能のこと。例えば、植物は成長の際に二酸化炭素を吸収し、そのまま体内に固定している。このほか、海洋、サンゴ礁なども、二酸化炭素の吸収・固定機能を有する。



佐那河内風力発電所（佐那河内村）

(2) 取組の目標

- 【目標】
- ・ 運輸・民生部門を中心に温室効果ガス排出量を削減します。
  - ・ 森林など緑の持つ二酸化炭素の吸収・固定機能の維持・向上を図ります。

次のような指標を用いて、目標の達成に向けた取組を点検します。

設定の目的	主な指標の項目	現状値 (平成14年度)	目標値		目標値の考え方
			平成18年度	平成25年度	
温室効果ガスの排出量が減少しているか点検します。	温室効果ガス総排出量	6,580千t-CO <sub>2</sub> (平成2年度)	—	5,922千t-CO <sub>2</sub> (平成22年度)	平成22年までに、平成2(1990)年度比で10%の削減を目指します。
民生部門における地球温暖化防止対策が進んでいるか点検します。	地球温暖化防止活動推進員活動回数	238回	280回	350回	今後10年間で350回の活動回数を目指します。
	車両用LED(発光ダイオード*)式信号灯器の整備率	10% (平成15年度)	18%	さらに拡大	当面3年間で県内の信号灯器の18%をLED化します。
	家庭用太陽光発電施設の導入件数(累計)	1,339件	1,600件	2,300件	今後10年間で約1千件の新規導入を促進します。
自動車や交通面で地球温暖化対策が進んでいるか点検します。	新エネルギー導入施設件数(民間・公共施設)(累計)	70件	80件	100件	今後10年間で30件の新規導入を促進します。
	県内の低公害車等導入台数及び導入率(累計)	29,009台 (8.3%)	今後さらに拡大		今後さらに低公害車等の普及を目指します。
二酸化炭素の吸収源対策が進んでいるか点検します。	二酸化炭素吸収量算入対象森林面積	219千ha	220千ha	222千ha	今後10年間で3千haの増加を目指します。
	間伐実施面積(累計)[再掲]	6,762ha	34,300ha	58,800ha (平成24年度)	今後9年間で新たに約5.2万haの間伐を実施します。
	1人当たり都市公園面積	7.1m <sup>2</sup> /人	8.1m <sup>2</sup> /人	10.3m <sup>2</sup> /人 (平成22年度末)	今後7年間で1人当たり約3m <sup>2</sup> の都市公園の増加を目指します。
県民・事業者・行政の連携による取組が進んでいるか点検します。	地球環境保全行動計画*個別行動計画の策定団体数	47団体 (平成15年度)	70団体	80団体 (平成22年度)	平成22年度までに計画策定団体のほぼ倍増を目指します。

\*「導入率」は県内の全保有車に占める低公害車等の割合。ただし、保有車数には、軽、二輪、大型、特種及び被牽引の各自動車を含みません。

**発光ダイオード**  
電流を流すと発光する半導体素子の一種。赤、緑、オレンジ、青色を発する種類がある。

**地球環境保全行動計画**  
地球温暖化やオゾン層の破壊などの地球環境問題を解決するため、県民と事業者、行政が取り組むべき具体的な実践行動のメニューなどを明らかにした計画。

民生部門  
(P28の解説を参照)

運輸部門  
(P28の解説を参照)

温室効果ガス  
(P28の解説を参照)

二酸化炭素の吸収・固  
定機能  
(P28の解説を参照)

エネルギーマネジメント  
(P10の解説を参照)

ESCO事業  
工場やビルの省エネに関  
する包括的なサービスを  
環境を損なうことなく提  
供し、その省エネ効果を  
保証する事業のこと。

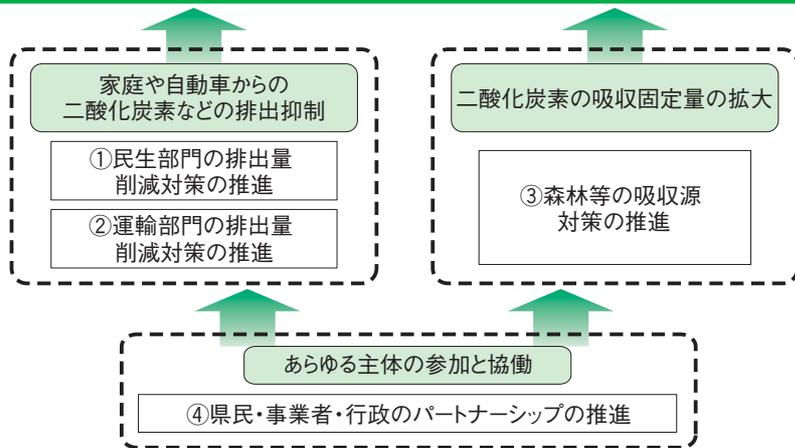
とくしま省エネ共和国  
100  
学校や家庭、職場、地域  
などで「省エネ共和国」  
を建国して、みんなで省  
エネ型のライフスタイル  
を実践しようという運  
動。県内で100の建国を  
目指している。

発光ダイオード  
(P29の解説を参照)

### (3) 取組の方向性

エネルギーの効率的利用やエネルギー利用の転換、自動車交通対策など民生部門\*及び運輸部門\*における温室効果ガス\*排出量の削減に向けた取組とともに、森林等の二酸化炭素の吸収・固定機能\*の維持・向上を図るための取組を推進します。

- ・運輸・民生部門を中心に温室効果ガス排出量を削減します。
- ・森林など緑の持つ二酸化炭素の吸収・固定機能の維持・向上を図ります。



### (4) 具体的な取組

#### ①民生部門の排出量削減対策の推進

##### ■事業者や家庭・地域におけるエネルギーの効率的利用

- 一定規模以上の温室効果ガス排出事業所における排出削減計画の策定等について検討します。
- エネルギー消費量の多い大規模オフィスビル等を対象に、業務用エネルギーマネジメント\*システム（BEMS）やESCO（Energy Service Company）事業\*の普及を促進します。
- 自治会や学校など地域レベルの省エネ対策を推進するため、地球温暖化防止活動推進員を活用した調査や指導・助言、「とくしま省エネ共和国100\*」の普及、省エネルギーリーダーの育成などに取り組みます。
- 家庭用エネルギーマネジメント\*システム（HEMS）の普及を促進します。

##### ■県自らの取組の推進

- 民間住宅や公共建築物において、エネルギー効率の高い環境配慮型の住宅や建築物の設計・導入を促進します。
- 県有建築物における新エネ・省エネなど総合的な対策を推進します。
- 省エネルギー・長寿命化など環境配慮型の車両用LED（発光ダイオード\*）式信号灯器の計画的な整備に努めます。

##### ■エネルギー利用の転換（新エネルギーの導入促進）

- 官民共同による研究会の開催や融資制度の活用を通じて、公共施設や工場等の産業分野において、太陽光発電システムなどの導入を促進します。

- 現在の風力発電事業を推進するとともに、今後の風力発電設備の増設について、風況調査を実施するなど事業化の可能性を検討します。
- 木質未利用資源をバイオマスエネルギーとして利用するための施設整備を促進します。
- 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）※を踏まえるなど、県民による新（再生）エネルギー発電施設の設置を促進します。

## ②運輸部門の排出量削減対策の推進

- 低公害車や低燃費車の導入促進に向けた普及啓発や導入支援制度の充実などを総合的に推進します。
- 時差通勤の導入啓発や公共交通機関の利用促進、パーク・アンド・ライド※の推進など、交通需要マネジメント※による自動車交通対策を推進します。
- 都市部を中心に交通流の円滑化を促進するため、放射環状道路網等の整備を図るとともに、交通情報提供システム（AMIS）や公共車両優先システム（PTPS）等の導入を促進します。
- アイドリングストップやエコドライブ※の普及を促進します。
- 自転車歩行者道の整備など、自転車利用を促進するための環境を充実します。

## ③森林等の吸収源対策の推進

- 森林管理情報システム※の充実や管理活動、複層林※施業の導入や間伐の適切な実施など森林の計画的な整備・管理を推進します。
- 保安林制度等の活用により森林の適切な保全を図ります。
- 都市公園の整備や道路・河川、公共施設における緑化など計画的な緑化対策を推進します。
- 県民参加の森づくり運動を通じて、県民の森林への理解と森林保全活動への参加を促進します。
- 県民や事業者の民有地における緑化に向けた普及啓発等を推進します。
- 公共施設や公共土木工事などにおいて、県産木材の利用を推進します。

## ④県民・事業者・行政のパートナーシップの推進

- 温室効果ガスの総排出量を1990年比で10%削減することを目標とする「とくしま地球環境ビジョン」を構築します。
- とくしま環境県民会議※を中心として、徳島県地球環境保全行動計画※の推進など各種取組を強化・充実するほか、地域の住民、事業者、市町村などが連携して地球温暖化防止活動に取り組む「地域協議会」の設置を促進します。
- 地球温暖化対策推進法に基づく県地球温暖化防止活動推進センターの設置について検討を進めます。
- 今日の環境問題の多様化や社会経済システムの変化等を踏まえ、広く生活環境等の保全等を目的とする条例の制定に取り組み、公害防止にとどまらず、地球温暖化の防止を推進します。

### 電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法（RPS法）

電気事業者に一定量の新エネルギー導入を義務付ける法律。政府は毎年の新エネルギー利用目標を設定し、前年の電力供給量に応じて電気事業者に導入量を割り振る。RPS（Renewable Portfolio Standard：再生可能エネルギー導入基準）制度を法制化したもの。

### パーク・アンド・ライド

（P10の解説を参照）

### 交通需要マネジメント

（P10の解説を参照）

### エコドライブ

（P28の解説を参照）

### 森林管理情報システム

県が所有する森林資源情報である森林簿に、造林や間伐などの施業の履歴を加え、森林地域の等高線、河川や道路の位置、樹種、林齢などの森林情報を関連づけたシステム。

### 複層林

（P23の解説を参照）

### とくしま環境県民会議

環境保全活動に自ら取り組んでいくことを目的として、民間団体、事業者行政、学識者などが連携して、平成12年1月に設立された組織。

### 地球環境保全行動計画

（P29の解説を参照）

## テーマ4 豊かな生態系を育む地域づくり

### (1) テーマの背景・課題

本県は、瀬戸内海国立公園及び室戸阿南海岸国立公園に代表される変化に富んだ美しい海岸線や剣山国立公園などの原生的な自然、また吉野川に代表される多くの河川など、水と緑に恵まれた多様で豊かな自然環境を有しています。

しかし、これまでの私たちの社会経済活動は、環境に対する十分な配慮をしないまま、自然の再生・浄化能力を超える環境への負荷を与えてきたことにより、健全な自然環境が保たれている場の減少や質の悪化が大きな問題となっており、特に原生的な自然環境が保たれている場の減少が顕著です。また、農林水産業など人間の営みとの関わりの中で維持・保全され、身近な自然として親しまれてきた里山や水辺も失われつつあるとともに、田畑なども減少傾向にあります。

そのため、生物にとっての生息環境も悪化しつつあり、県版レッドデータブック\*では、353種の動物と814種の植物（維管束植物）の計1,167種が「絶滅危惧種」等として選定されています。

豊かな自然環境は、私たちに豊かな恵みと安らぎや潤いをもたらし、健康で文化的な生活を送るための基盤となるものであり、その悪化は私たちの生活に深刻な影響をもたらします。私たちには、自然からもたらされる恵みを享受する権利があると同時に、将来の世代に良好な形で引き継いでいく責任があります。

このため、現在の良好な自然環境の質を損なうことなく適切に保全していくことに加えて、すでに悪化したり失われたりした自然環境を本来の姿に戻したり、新たに創出することにより、豊かな生態系を育む地域づくりに積極的に取り組まねばなりません。

**レッドデータブック**  
国際自然保護連合(IUCN)が絶滅のおそれのある野生生物種のリストとその生態等をまとめたもの。環境省では平成3年にわが国における動物のレッドデータブックを発行したほか、本県でも平成13年に徳島県の野生生物に関するレッドデータブックを発行した。



ビオトープ（とんぼの里・市場町）

## (2) 取組の目標

【目標】豊かな自然環境を支える生態系を保全・復元・創出します。

次のような指標を用いて、目標の達成に向けた取組を点検します。

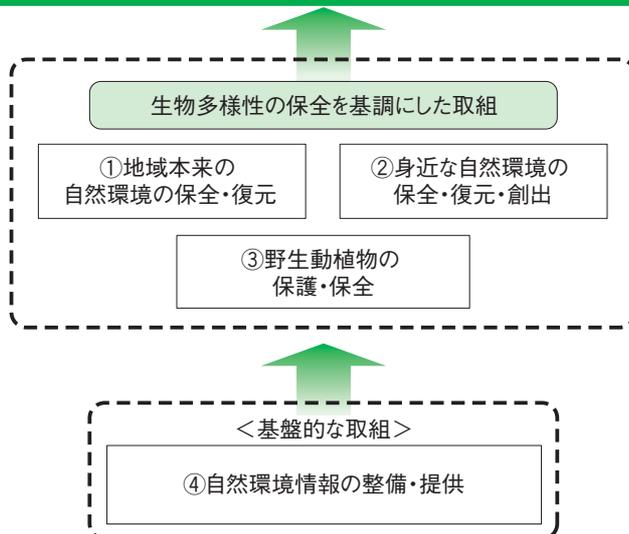
設定の目的	主な指標の項目	現状値 (平成14年度)	目標値		目標値の考え方
			平成18年度	平成25年度	
地域本来の自然環境が適切に保全・復元されているか点検します。	県立自然公園計画策定区域数(累計)	— (平成15年度)	3区域	6区域	今後10年間ですべての公園で計画を策定します。
	自然再生事業実施地区数(累計)	— (平成15年度)	2地区	—	今後3年間で2地区で事業を実施します。
身近な自然環境の保全・復元・創出が積極的に行われているか点検します。	ビオトープ※創出箇所数(累計)	10ヶ所	30ヶ所	100ヶ所	今後10年間で新たに90ヶ所の創出を目指します。
	自然環境保全箇所数(県管理河川/累計)	5ヶ所	11ヶ所	14ヶ所	今後10年間で新たに9ヶ所の保全を図ります。
	多自然型護岸整備延長(河川・砂防の合計)	52.2km	70.6km	111.5km	今後10年間で整備延長をほぼ倍増させます。
野生動植物の保護・保全への取組を点検します。	土木環境共生事業完了箇所数(累計)	37ヶ所	54ヶ所	—	当面3年間で事業完了箇所数を新たに17ヶ所増やします。
	鳥獣保護区箇所数(累計)	54ヶ所	55ヶ所	—	当面3年間で指定地域を1ヶ所増やし、適切に維持します。

ビオトープ  
(P9の解説を参照)

## (3) 取組の方向性

失われたり損なわれたりしている地域本来の原生的な自然環境の保全・復元や身近な自然環境の保全・復元・創出、さらに生態系の重要な構成要素である野生動植物の保護・保全に努めるとともに、こうした取組を進める上で必要な自然環境情報の充実に向けた取組を推進します。

豊かな自然環境を支える生態系を保全・復元・創出します。



## (4) 具体的な取組

### ① 地域本来の自然環境の保全・復元

- 劣化している竹ヶ島海中公園のサンゴを中心とした貴重な海洋生態系を再生し、海中公園としての資質の回復を図るため、竹ヶ島海中公園地域において、自然再生法に基づく自然再生推進計画の策定に向けた取組を推進します。
- 剣山や三嶺山頂部におけるミヤマクマザサなど貴重な植生の保護・回復対策を推進するとともに、主に登山者の利用過多（オーバーユース）に起因する環境負荷を低減するための各種取組を推進します。

### ② 身近な自然環境の保全・復元・創出

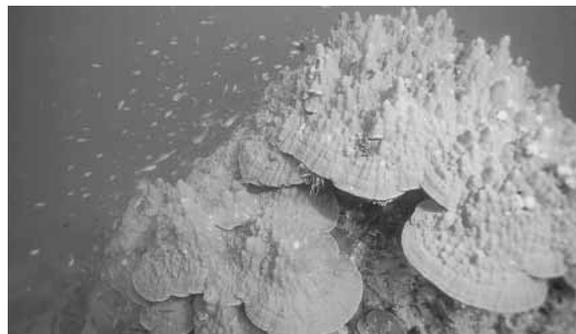
- ピオトープ※に関する普及啓発を推進するとともに、県民協働によるピオトープの保全・創出の取組を支援します。
- 自然豊かな農山村地域において、環境との調和に配慮した農業農村整備事業を実施します。
- 水質保全機能を有し、生物の生息環境や漁業資源の生産の場として重要な役割をもつ藻場の回復を図るため、県内沿岸域において藻場の造成を推進します。
- 河川整備等において河畔林※や魚道の整備、自然石等による護岸整備を行うなど、生態系に配慮した多自然型川づくりを積極的に行います。また、海岸浸食対策として砂浜の保全等を推進します。

### ③ 野生動植物の保護・保全

- 野生鳥獣の計画的な保護・管理を推進します。
- 絶滅の恐れのある野生生物種やその生息地のうち、生息環境の減少や悪化等により特に保護保全が急がれるものについては、条例化も含めて適切な保護対策を検討・実施します。
- 在来種の生息を脅かしているブラックバス等の緊急性の高い外来魚の駆除や人為的な移植防止に向けた啓発活動など適切な対策を推進します。

### ④ 自然環境情報の整備・提供

- 地質、植生、野生動植物等に関する調査及び情報の収集・整備等を推進します。



ハマサンゴ（牟岐町）

ピオトープ  
(P9の解説を参照)

河畔林  
(P9の解説を参照)

## テーマ5 地域環境力を高める人・地域づくり

### (1) テーマの背景・課題

近年は、多くの民間団体がそれぞれの責任のもとで様々な社会貢献活動に自発的、積極的に取り組むようになってきており、こうした動きは県内でも着実に拡大しています。

環境保全に自ら取り組む民間団体について、全国ベースの正確な数は把握されていませんが、環境NGO\* 総覧（編集：環境事業団）では4,000を超える民間団体が掲載され、環境保全を活動目的に掲げている特定非営利活動法人（NPO\* 法人）の数も2,000を大きく超えています。そのほか、町内会や自治会、サークルなど環境活動に積極的に取り組む事例も数多く見られます。

こうした民間団体は、自らの目的の実現に向けて、柔軟性や即応性に富んだ多様な活動を地域密着型で展開できるという特性を持ち、また行政や企業の取組を住民や消費者の立場からチェックしたり、より住民に近い活動を促進するという機能も併せ持っています。

このため、県や市町村などが行政施策を推進する上で、地域住民の行政活動への参加を促すだけでなく、施策の効率性や効果をより高めていく上でも、民間団体等との連携や協力を図ることは重要であり、公益を実現する新たな担い手として期待されています。

とりわけ、環境分野においては、今日の環境問題があらゆる者の日常生活や通常の事業活動に起因し、また様々な環境問題が相互に関連し合っているという性質上、行政だけで問題の解決を図ることは困難となっており、個人や事業者、民間団体等の自発的な取組と相互の連携・協力を促進することが非常に重要となっています。

このため、環境活動を担う人材育成や環境情報の共有を図るとともに、環境活動に対する支援体制を充実することにより、協働の視点に立った自発的な環境活動の促進に取り組む必要があります。

NGO・NPO

(P11の解説を参照)



アドプトプログラム



緑の少年隊

## (2) 取組の目標

【目標】 協働のしくみを活かした自発的な環境活動を盛んにします。

次のような指標を用いて、目標の達成に向けた取組を点検します。

設定の目的	主な指標の項目	現状値 (平成14年度)	目標値		目標値の考え方
			平成18年度	平成25年度	
環境学習や環境活動を担う人材の育成が進んでいるか点検します。	「学校版環境ISO」取組校数(累計)	— (平成15年度)	30校	さらに拡大	当面3年間で30校に取組を広げます。
	環境アドバイザー※派遣回数/受講者数(年間)	29回/1,470人	35回/1,750人	50回/2,500人	今後10年間で派遣回数で約20回、受講者数で約千人の増加を目指します。
	環境アドバイザー登録者数(累計)	27人	30人	—	今後3年間で30人の登録を目指します。
	環境カウンセラー※登録者数(累計)	21人	30人	50人	今後10年間で50人の登録を目指します。
	グラウンドワーク※リーダー養成者数(累計)	321人	380人	—	今後3年間で380名の養成を目指します。
協働による環境活動が盛んになっているか点検します。	アドプトプログラム※参加団体数	410団体 (平成15年12月)	475団体	600団体	今後10年間で600団体の参加を目指します。
	森づくり参加者数	383人	1,000人	1,500人	今後10年間で1,500人の参加を目指します。
環境活動を促す基盤が整えられているか点検します。	環境首都とくしま憲章※の県民への認知度(※アンケートによる)	— (平成15年度)	80%	さらに拡大	当面3年間で、県民による認知度を80%に高めることを目指します。

### 環境アドバイザー

環境に関する講演会、研修会、学習会等の講師・指導者として、徳島県が依頼した環境分野の専門家。

### 環境カウンセラー

環境保全に関する専門的知識や経験をもとに、市民や民間団体、事業者などの環境保全活動に対する助言等を行う人材のことで、環境省が登録。

### グラウンドワーク

県民、事業者、行政など地域を構成する主体が協力して行う身近な環境改善活動のこと。

### アドプトプログラム

公園や道路など公共敷地の一部を、民間団体や事業者等に「養子」として、清掃などの管理をってもらう手法のこと。

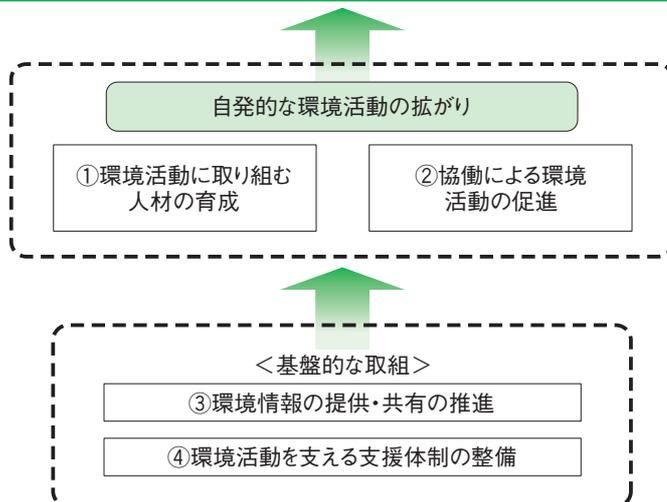
### 環境首都とくしま憲章

「環境首都とくしま」の実現を目指し、県民共通の指針・規範となるものとして、県が定めたもの。

## (3) 取組の方向性

人材の育成や環境学習プログラムの提供等により環境教育・環境学習の取組を推進し、県民等の自主的・積極的な環境保全活動を促進するとともに、環境情報の提供・共有や環境活動を支える支援体制の整備に向けた取組を推進します。

協働のしくみを活かした自発的な環境活動を盛んにします。



## (4) 具体的な取組

### ①環境活動に取り組む人材の育成

- 児童生徒や教職員が、自ら環境保全に対する具体的な目標を設けて実践活動に取り組む「学校版環境ISO」の普及を図ります。
- 環境保全に率先して取り組む地域リーダー等の育成を図るため、徳島県地球温暖化防止活動推進員の委嘱、省資源・省エネルギーリーダーやグラウンドワーク\*（身近な環境改善活動）リーダーの養成などを推進します。
- 環境アドバイザー\* 派遣制度の充実を図ります。
- 各主体と連携による人材育成を進めるため、環境学習プログラムの充実を図るとともに、大学など高等教育機関や民間団体等との連携による環境学習プログラムの開発・提供を推進します。

### ②協働による環境活動の促進

#### ■各主体のネットワークづくりの推進

- 環境カウンセラー\*（協議会）との連携を強化し、協働による環境活動を充実します。
- とくしま環境県民会議の体制を充実し、各種環境保全活動を積極的に展開します。
- 県民、事業者と協力し、とくしまグリーン購入ネットワーク\*（仮称）の設置を進めます。
- 環境活動団体の主体的なネットワーク体制づくりを促進します。

#### ■環境活動プログラムの提供

- 県民との協働により、河川や道路などの公共施設における環境美化活動等を促進するため、アドプトプログラム\* を推進します。
- 県民参加の森づくり運動を通じて、県民の森林への理解と森林保全活動への参加を促進します。（再掲）

### ③環境情報の提供・共有の推進

- 県民が容易に環境情報を得られるよう、徳島県ホームページにおける環境情報の充実を図ります。
- 環境情報を機能的・効率的に収集・整備するため、地理情報システムなどIT\* を活用した総合的な環境情報システムの構築を検討します。

### ④環境活動を支える支援体制の整備

- 環境の保全・創造への県民共通の行動指針・規範である「環境首都とくしま憲章」を普及するとともに、これに基づく県民の自発的な取組を促します。
- 環境教育・環境学習を総合的・体系的に推進するため、県の基本的な方針を早期に定めます。
- とくしま環境科学機構を創設し、産学官の連携のもとで、地域に密着した環境課題や環境技術に関する調査・研究に取り組むほか、県民の環境学習や環境活動を支援する仕組みや方策について検討・具体化を図ります。

#### グリーン購入ネットワーク

環境への負荷が少ない商品を優先して買う「グリーン購入」を進めるため、企業、行政、民間団体などが互いに情報交換などを行うため設立した組織。略称GPN。

#### IT

（P12の解説を参照）

## テーマ6 環境と調和した持続可能な農業の振興

### (1) テーマの背景・課題

農業は、本来、四季の変化や自然の物質循環のサイクルの中で、自然の有する浄化機能や再生能力の範囲内で営まれており、自然環境の上に成り立つ産業といえます。また、農地には、水の貯留・保水といった水のかん養や洪水防止などの多様な公益的機能を有するとともに、里地、里山に代表される地域独特の景観の形成にも寄与するなど、環境保全上、様々な役割を担っています。

一方、農業生産における化学農薬や化学肥料の過度の使用は、地力の低下を招くだけでなく、土壌への蓄積や地下水への浸透を通じて、人の健康や農業の成立基盤である自然環境そのものに影響を及ぼすことが懸念されています。また、農業用廃プラスチック類などの廃棄物、家畜排せつ物の不適切な処理による水質汚濁や悪臭など、様々な課題も抱えています。

さらに、近年では、食料の安全性に対する県民の関心が高まり、安全・安心な農作物の生産・供給が強く望まれるなど、農業を取り巻く社会的要請は大きく変化しつつあります。化学農薬や化学肥料を低減させた農作物を生産することは、生産の場である農地そのものや周辺の生活環境の保全につながることから、生産段階だけでなく、流通や消費の段階も含めた形で、環境と調和した農業生産活動を支える仕組みを構築する必要があります。

本県は、京阪神市場を中心とする農作物の供給基地として高い地位を占めるなど農業は重要な産業の一つとなっており、環境と調和した持続可能な農業を振興することは、地域の自然環境や生活環境の保全だけでなく、農産物の競争力の向上など産業振興の面からも有効と考えられます。



エコファーマー

エコファーマー  
(P21の解説を参照)

## (2) 取組の目標

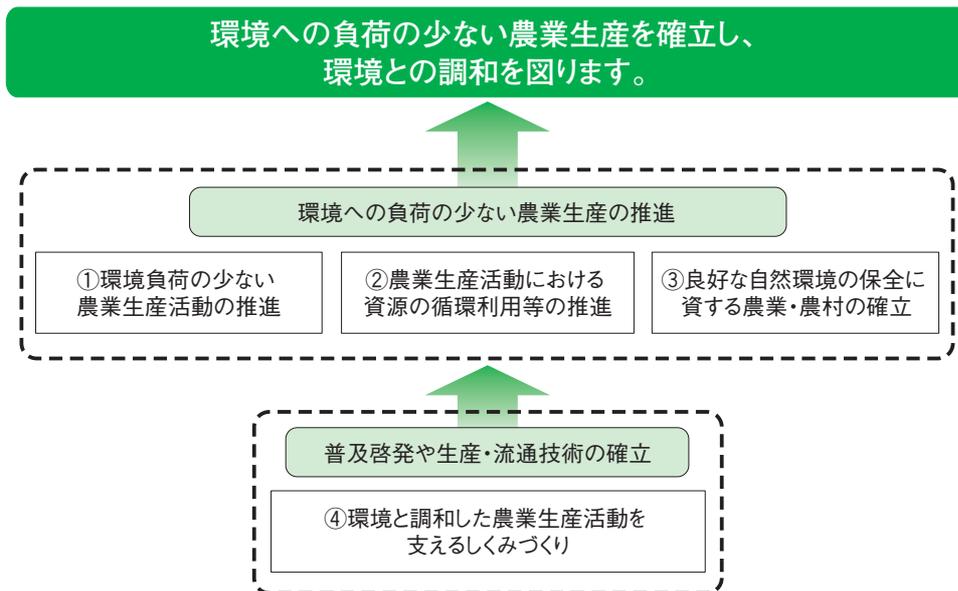
【目標】 環境への負荷の少ない農業生産を確立し、環境との調和を図ります。

次のような指標を用いて、目標の達成に向けた取組を点検します。

設定の目的	主な指標の項目	現状値 (平成14年度)	目標値		目標値の考え方
			平成18年度	平成25年度	
環境負荷の少ない農業生産活動が進んでいるか点検します。	エコファーマー※認定数(累計)	507人	1,000人	2,000人	当面10年間で認定数の4倍増を目指します。
農業生産活動における循環資源のリサイクルが進んでいるか点検します。	農業生産資材廃棄物(廃プラ)回収率	78% (平成15年度)	80%	90% (平成24年度)	今後9年間で12%の向上を目指します。
	家畜排せつ物堆肥化率	74% (平成15年度)	94%	100% (平成24年度)	今後9年間で堆肥化率100%を目指します。
環境との調和に配慮した農村整備が行われているか点検します。	自然環境調査に基づく事業計画策定地区数(累計)	9地区 (平成15年度)	27地区	62地区	今後10年間で50地区以上で計画策定を目指します。

## (3) 取組の方向性

化学農薬や化学肥料の使用量の低減など環境負荷の少ない農業生産活動の推進や、農業生産等からの廃棄物のリサイクル及び適正処理等を推進するとともに、こうした農業生産活動を支える県民、事業者の意識変革や仕組みの構築に向けた取組を推進します。



エコファーマー  
(P21の解説を参照)

生分解性フィルム  
通常のプラスチックと同じ耐食、耐久性を持ち、通常に利用することができるとともに、土壌の微生物によって分解され、自然に還るプラスチックでできた、ピニールハウス等のフィルムのこと。

マルチ  
保温や雑草を防ぐため、農地の地面を覆うピニールのこと。

## (4) 具体的な取組

### ①環境負荷の少ない農業生産活動の推進

- 環境への負荷の少ない農業生産を進める有機農産物の生産者やエコファーマー※等を育成・支援し、農業生産における化学農薬や化学肥料の使用量の低減を促進します。
- 生分解性フィルム※の導入による生産方式の実証を行うための実証展示ほの設置を行うなど、環境への負荷の少ない農業の普及を図ります。
- 農業生産者を対象に、土づくりの意識啓発、土づくりに関する資料の配付を行うとともに、土壌機能モニタリング調査、たい肥等の適正使用指針の策定を行います。

### ②農業生産活動における資源の循環利用等の推進

- 農業生産における被覆資材やマルチ※、肥料空き袋に加え、農薬空き容器も回収の対象とし、総合的な回収、リサイクルの仕組みを構築します。
- 家畜排せつ物の利用を促進するため、生産たい肥の品質改善をはじめ、たい肥を中心とした肥培管理マニュアルの作成や耕種農家との連携システム及びたい肥の広域流通体制の確立等を推進します。
- 地域内で排出された農産加工品の残滓を堆肥化し、地域の農地に還元するなど、地域内での資源循環を促進します。

### ③良好な自然環境の保全に資する農業・農村の確立

- 農地整備など農業農村整備事業において、事前環境調査を実施し、計画段階から環境との調和への配慮を進めます。
- 自然豊かな農山村地域において、環境との調和に配慮した農業農村整備事業を実施します。

### ④環境と調和した農業生産活動を支えるしくみづくり

- 化学農薬を減らすなど環境負荷の少ない方式で生産された農産物（特別栽培農産物）を含む農産物認証制度を確立・推進します。
- 未利用有機資源をリサイクルし、有効活用する技術、安心・安全な農産物の生産・流通技術等、循環型社会に対応した自然環境保全型技術の開発を推進します。



徳島県知事認定

徳島県エコファーマーマーク（平成14年10月17日制定）